

第4 第三者加害事案の事務について

1 第三者加害事案とは

公務災害又は通勤災害事案のうち、他人(所属団体・基金を除く)の不法行為によって災害が生じたもの。

〈例〉

勤務中・通勤中の交通事故、犬咬み、住民等(被疑者、生徒等を含む)からの暴力など

【免責・求償】

第三者加害事案では、被災職員は第三者(加害者や加害者加入の保険会社)に対して損害賠償請求権を有しますので、被災職員が第三者からの損害賠償と基金からの補償を二重に受けることがないように、法で調整のための方法が定められています。

この調整の方法には「免責」と「求償」があり、「免責」を用いた補償の進め方を「示談(賠償)先行」、「求償」を用いた補償の進め方を「補償先行」といいます。

示談先行は、被災職員が基金の補償を受けずに第三者から損害賠償を受けることで、補償先行は、被災職員が基金の補償を第三者からの損害賠償に先行して受けることです。

示談先行となる場合は、

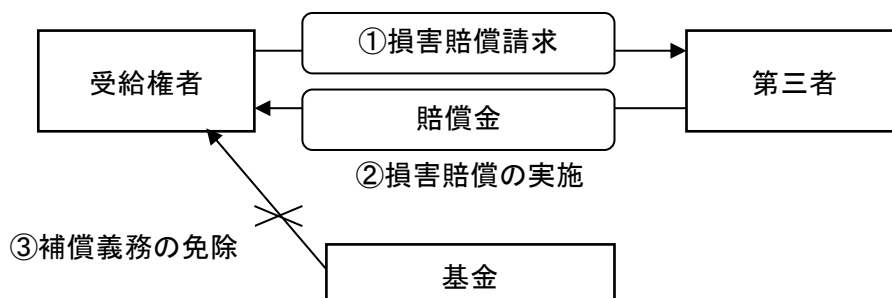
- ① 第三者(加害者)に支払能力があり、支払(慰謝料を含む。)が確約される場合
 - ② 自動車事故で、被災職員の損害が自賠償保険範囲内(120万円)で治まると見込まれる場合
- などが考えられます。

一方、補償先行となる場合は、

- ① 第三者(加害者)に資力がない場合や支払を拒絶している場合
 - ② 第三者(加害者)が不明の場合
 - ③ 自動車事故で、第三者(加害者)が保険に加入していない場合
 - ④ 自動車事故で、被災職員の過失が大きい場合
- などが考えられます。

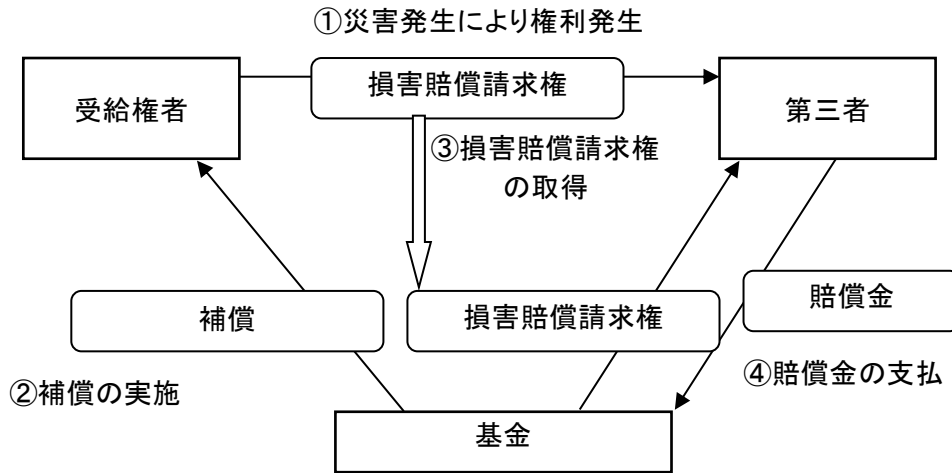
(1) 免責

被災職員が第三者から損害賠償を受けたときは、基金はその価額の限度において補償の義務を免れます。(法第59条第2項)



(2) 求償

被災職員が第三者から損害賠償を受ける前に基金の補償を受けたときは、基金は補償の価額の限度において被災職員が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得し、第三者に求償します。(法第 59 条第 1 項)



2 第三者加害事案の事務の流れ

<示談(賠償)先行>

- ①被災
- ↓
- ②認定請求
- ↓
- ③認定通知
- ↓
- ④治療費の支払い:加害者
(保険会社)
- 示談交渉
- ↓
- ⑤治ゆ報告、損害賠償受領報告書提出
- ↓
- ⑥基金:免責処理

<補償先行>

- ①被災
 - ↓
 - ②認定請求(事前に支部に方針相談)
- 人身傷害保険加入の有無(P109)を必ず記入すること。また、保険金を請求する場合は基金の求償後に行うこと。
- ③認定通知
 - ↓
 - ④治療費の支払い:基金
 - 示談交渉(必ず案段階で基金に連絡すること。)
 - ↓
 - ⑤治ゆ報告
 - ↓
 - ⑥基金:求償

3 必要書類

(1) 認定時

	交通事故	交通事故以外	様式集掲載ページ
通常の認定請求書等	○	○	
第三者行為による災害届出書	○	○	P108
事故発生状況報告書	○		P113
交通事故証明書(自動車安全運転センター発行)	○		
誓約書	○	○	P115
【補償先行の場合】※事前に基金支部に相談 第三者加害事案に係る補償先行の申出書 事実確認書(加害者から取得) →取得できないときは、 事実確認書未提出理由書	○ ○	○ ○	P117 P119 P121

(2) 随時(示談未成立で被災から6ヶ月経過したときなど)

	交通事故	交通事故以外	様式集掲載ページ
第三者加害行為現状報告書	○	○	P123

(3) 治ゆ時

	交通事故	交通事故以外	様式集掲載ページ
治ゆ(症状固定)報告書	○	○	P101
損害賠償受領報告書	○	○	P127

第三者加害事案の事務手続について

第三者加害事案について、認定後は、下記事項に留意の上、手続（被災職員の指導を含む。）を進めてください。

1 第三者加害事案とは

「第三者加害事案」とは、公務（通勤）災害のうち第三者の行為が原因となって生じた災害のことをいい、「第三者」とは当該災害をもたらしたことによって民事上の損害賠償の責を負う者で、被災職員の所属する地方公共団体及び基金以外の者とされています。

また、別の言い方をすれば、「第三者加害事案」とは、基金の補償責任と第三者が負う損害賠償責任の調整を行う必要のある事案とも言えます。

基金は、公務（通勤）災害の認定時に、当該災害が「第三者加害事案」であるかどうかの認定を行います。

2 補償方針について

第三者加害事案として認定された場合、被災職員は、通常の事案と同様に基金に対して補償の請求をすることができるとともに、第三者に対しても民法等の規定に基づき損害賠償を請求することができます。しかし、両者を同時に認めることは同一の災害により生じた損害に対して二重の補填を認めることになり、妥当ではないことから、補償と損害賠償との調整を行う必要があります。

調整は「免責」あるいは「求償」により行うことになり、どちらによるかは基金の補償と第三者からの損害賠償との先後関係により決定されるものです。

(1) 「示談（賠償）先行」の場合（免責）

「示談（賠償）先行」とは、被災職員が基金の補償を受けずに、第三者（加害者）から損害賠償を受けることを言い、「免責」とは、基金が本来補償すべき義務が、損害賠償の支払いにより免除されることをいいます。

例えば、職員が通勤途中に交通事故に遭い、加害者の保険会社（第三者）から治療費や通院費、慰謝料等を受領する場合は「示談（賠償）先行」となります。

この場合、基金は補償を一切行わないため、示談交渉等は被災職員側で行い、事務処理としても、示談締結後の損害賠償受領報告のみを行えばよいこととなります。

今後の手続きとしては、次のとおりとなります。

ア 第三者との示談交渉を指導してください。

イ 示談の交渉状況を、適宜記録するよう被災職員を指導してください。

- ウ 被災職員の治療が終了（治ゆ）して、被災職員が示談を締結し損害賠償金を受領した場合、任命権者（所属）は別紙「損害賠償受領報告書」に損害賠償の内訳が分かる書類（示談書等）を添付して基金に提出してください。
- エ 示談交渉が難航し治療費等の支払いが必要となった場合は、被災職員は任命権者（所属）経由で基金に相談するよう指導してください。ケースによっては、補償先行に切り替えることもできます。

(2) 「補償先行」の場合（求償）

「補償先行」とは、第三者（加害者）に代わって、基金が先に治療費等の補償を行うことをいいます。基金は補償を行った範囲において、被災職員が第三者に対して行使できる損害賠償請求権を代位取得し、第三者に請求することとなります。これを「求償」といいます。

例えば、職員が通勤途中に交通事故に遭い、加害者は任意保険に未加入であったため、基金が先に治療費等を補償し、その治療費等を基金が加害者の自賠責保険や加害者自身に求償する場合などが「補償先行」となります。

この場合、被災職員は、基金と連絡を取りながら示談交渉を進め、基金の求償と並行して慰謝料の請求を行うこととなります。当然、基金の了解なしに示談は締結できません。

今後の手続きとしては、次のとおりとなります。

ア 交通事故の場合

- (ア) 療養補償請求書等を任命権者（所属）経由で基金に提出するよう、被災職員を指導してください。
- (イ) 基金と連絡を取りながら、保険会社等との示談交渉をするよう、被災職員を指導してください。
- (ウ) 示談の交渉状況を適宜記録するよう、被災職員を指導してください。
- (エ) 被災職員の治療が終了（治ゆ）したら、任命権者（所属）は基金に連絡してください。
- (オ) 被災職員が行う人身損害の示談締結（慰謝料等の請求を含む。）は、基金の求償事務（補償完結後）と並行しながら進めていくこととなりますので、基金の指導に従うよう被災職員を指導してください（個別の事案でそれぞれ対応が異なります。）。

※重要

公務（通勤）災害では、基金による補償と被災職員自身の「人身傷害保険」による補償は重複して受けることができませんので、被災職員が無断で「人身傷害保険」の請求をしないよう十分に指導してください。

イ 交通事故以外の場合

- (ア) 被災職員は療養補償請求書等を任命権者（所属）経由で基金に提出するよう、指導してください。

- (イ) 基金と連絡を取りながら加害者本人等との示談交渉をするよう、被災職員を指導してください。
- (ウ) 示談の交渉状況を適宜記録するよう、被災職員を指導してください。
- (エ) 被災職員の治療が終了（治ゆ）したら、任命権者（所属）は基金に連絡してください。
- (オ) 基金が処理方針（求償、訴訟、放棄等）を検討しますので、任命権者（所属）は被災職員が基金の指導に従うよう指導してください。

次のいずれかに該当する場合には、別紙の「第三者加害行為現状報告書」を任命権者（所属）経由で基金へ提出するよう指導してください。

- ① 示談が成立せずに災害発生から6か月経過したとき
- ② 治ゆしたが損害賠償受領報告書を提出できないとき
- ③ 基金が指示したとき

3 示談について

示談とは、一般的に加害者が被害者に対して損害賠償として一定額の支払いを約し、被害者はその一定額の支払いを受けることで満足し、それ以上の賠償については、以後加害者に一切請求しないという当事者の合意のことであり、一旦締結されると双方を拘束するものです。通常は、治療が終了して加害者が支払うべき損害賠償の額が定まった時期に結ばれます。

基金にとっては、被災職員の示談が免責あるいは求償に大きく影響を与えるため、被災職員に対し示談が適正に結ばれるよう助言・指導を与える必要があります。

示談に当たって被災職員に指導していただきたいこと

- ア 損害賠償義務者の範囲及びその資産状況を調査検討し、支払能力のある者を交渉相手として交渉すること。
- イ 相手方が代理人をつけた場合には、その代理権の有無を確かめるとともに、いわゆる「示談屋」との話し合いは拒否すること。
- ウ 感情的な話し合いは避けること。
- エ 損害の範囲が明らかになるか、その見通しがつくまでは、最終的な示談はしないようにすること。
- オ 自賠償保険及び加害者等に対する時効の中断措置をとっておくこと。
- カ 基金からの補償を前提とした損害賠償請求権の放棄はしないこと。
- キ 示談金額の内訳を明示すること。

※ 交通事故事案で過失割合等に争いがあり示談交渉が難航している場合は、交通事故紛争処理センターに助言を求めることもできます。

作成例

示談書

事故当事者 甲	住所 氏名
事故当事者 乙	住所 氏名
事故発生日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
事故発生場所	都・道 市・区 府・県 町・村 ○○丁目○○先路上
事故原因・内容	上記日時場所において、甲車が前方不注意のため、前方に停車していた乙車と衝突し、乙が負傷した事故
示談内容	<p>1. 甲は、乙に対し損害賠償として総額 万円を支払義務があることを認め、示談締結後2週間以内に乙の指定する銀行口座に振り込むことにより支払う。</p> <p>2. 上記損害賠償額の内容は以下のとおりである。</p> <p>(1) 治療関係費 金 ○○○○ 円</p> <p>(2) 休業損害 金 ○○○○ 円</p> <p>(3) 逸失利益 金 ○○○○ 円(積算は別表のとおり)</p> <p>(4) 慰謝料 金 ○○○○ 円</p> <p>3. 乙は、甲に対するその余の損害賠償請求権を放棄する。</p> <p>4. 本件事故に起因して、将来乙に後遺障害が発生した場合には、前項にかかわらず別途協議するものとする。</p>

双方協議の結果、上記のとおり示談が成立しました。今後本件に関してはいかなる事情が発生しても裁判上、裁判外を問わず一切異議の申立て、請求を行わないことを誓約します。

令和 年 月 日

示談当事者 甲

住所
氏名

印

示談当事者 乙

住所
氏名

印

示談書作成上の留意点

- ①安易に請求権を放棄しない ②損害賠償の内訳を明確にする
- ③後遺症・再発について明記する ④基金が補償先行した場合には基金の求償権を明示する
- ⑤治ゆ後、損害額が明確になって示談する ⑥書面にする

※本作成例は、あくまでも参考です。示談書の様式は、任意です。

※示談書を作成する場合は、所属・任命権者が被災職員を支援し、内容について基金支部に確認してください。

損害賠償受領報告書

年 月 日

地方公務員災害補償基金福岡県支部長 殿

氏 名 _____ 印 _____

第三者から次のとおり損害賠償を受領しましたので報告します。

認定番号					
被災職員	氏名				
	所属				
経過	災害発生日	年 月 日	治 癒 日	年 月 日	
	示談締結日	年 月 日	賠償金受領日	年 月 日	
損害賠償の内訳	区 分	金 額 (円)	摘 要		
	療養補償分		【内訳】		
			治療費		円
			看護料		円
			通院費		円
			その他（義肢、松葉杖等）		円
	休業補償分				
	障害補償分		障害等級	級 号	
	介護補償分				
遺族補償分					
葬祭補償分					
慰謝料分					
その他			物損分他		
過失割合（被災職員：加害者）		：			
自動車事故の場合（どちらかを囲む）			自賠償範囲内 ・ 任意保険使用		
添付資料	示談書写し（免責調書）、対人損害積算明細書、その他（ ）				

（注1） 保険会社からの対人損害積算明細書など損害賠償の内訳が分かる書類を添付してください。

（注2） 年月日の記載には元号を用いてください。

第三者加害行為現状(結果)報告書

年 月 日

地方公務員災害補償基金

福岡県支部長 殿

被災職員 所 属

氏 名 ㊟

年 月 日付にて認定を受けた〔公務〕災害に対する損害賠償請求等の状況を
〔通勤〕

下記のとおり報告します。

記

1 認 定 番 号		
2 災害発生年月日	年 月 日	
3 治 ゆ 年 月 日	未治ゆ(見込 年 月ごろ) 治ゆ(年 月 日)	
4 後遺障害(見込) の 有 無	有 ・ 無	
5 加 害 者 の 氏 名		
6 示談交渉の状況		
示 談 締 結	成 立 年 月 日	年 月 日
	示 談 内 容	別添示談書のとおり
未 締 結 理 由 (いずれかに○をする)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> (1) 加害者と交渉中 (経過を右欄に) (2) 交 渉 不 能 (理由を右欄に) (3) そ の 他 (未解決となって いる理由、今後の 予定等を右欄に) </div>	
(1) 加害者と交渉中 (経過を右欄に)		
(2) 交 渉 不 能 (理由を右欄に)		
(3) そ の 他 (未解決となって いる理由、今後の 予定等を右欄に)		

7 治療費の支払状況		・支払済額 ・負担者内訳(該当項目を○で囲むこと)					
		(1) 自分で負担					円
		(2) 加害者で負担					円
		(3) 自賠責で負担					円
		(4) 任意保険で負担					円
		(5) 基金で負担					円
		(6) 共済組合で負担					円
		(7) ()で負担					円
8 損害賠償の状況							
項目	金額	受領の状況			賠償者		
		済	請求中	未請求	加害者本人	保険会社	その他(具体的に)
(1)治療費							前記7記載のとおり
(2)休業補償費							
(3)障害補償費							
(4)慰謝料							
(5)物損							
(6)その他							
計							
内損害賠償請求額		受領完了年月日			年 月 日		

(注意事項)

提出時期

- 1 災害発生日から6か月経過して示談が成立していない場合は6か月経過するごとに
- 2 示談が成立する前
- 3 治ゆしたとき

第三者加害補足資料

1 第三者加害事案とは

公務災害又は通勤災害事案のうち、他人（所属団体・基金を除く。）の不法行為によって災害が生じたもの。

<例>

出張中・通勤中の交通事故、犬咬み、住民等（被疑者、生徒等を含む。）からの暴力など

<第三者加害事案の成立要件>

- ア 加害者に故意又は過失があること。
- イ 権利侵害及び違法性があること。
- ウ 損害が発生したこと。
- エ 加害行為と結果発生の上に相当因果関係があること。
- オ 加害者に責任能力があること。



全ての要件を満たすことで法律上の賠償責任が生じる。

2 第三者加害事案の留意点（交通事故事案の場合）

（1）被災職員の留意事項

〈事故現場において〉

- ① 被害者の救護
- ② 警察への届け出
- ③ 災害の確認（スマートフォンの活用）
- ④ 相手方の確認（氏名、連絡先、保険の内容など）
- ⑤ 所属への報告
- ⑥ 任意保険会社への連絡

（注意事項）

- ・勝手に示談を締結しないこと
- ・示談は口頭でも有効成立するので注意
「法律上の損害賠償をする」がベター
- ・過失の割合の話し合いは原則としてしないこと
「保険会社と相談する」がベター

〈事故後の対応〉

- ① 公務災害認定に係る書類の作成
 - ・医療機関で診断書を入手
 - ・交通事故証明書を入手
- ② 示談について所属と連絡を取りながら交渉すること。
- ③ 公務災害では、基金の補償と「人身傷害保険」は重複して受けることができないことに注意

（2）担当者の留意事項

〈事故直後〉

- ① 事故状況の確認

- ② 被災職員が勝手に示談を締結しないよう指導
- ③ 公務災害認定に係る書類の作成
 - ・示談先行か補償先行かについて基金支部と連絡調整を行うこと。

〈事故後から治ゆまで〉

- ① 相手方との交渉に協力、経過を基金の報告
- ② 治ゆ後、速やかに治ゆ報告書を提出するよう被災職員に指導
- ③ 第三者から損害賠償を受領したときは、賠償受領報告書（保険会社からの積算明細書など内訳が分かる書類を添付）を提出するよう被災職員に指導
- ④ 被災職員が基金に無断で「人身傷害保険」の請求をしないように指導

自動車保険について

1 自賠責保険と任意保険

	自賠責保険	任意保険
加入義務	あり	なし
補償の範囲	人身事故のみ	自動車リスクの全部
支払限度額	あり 傷害 120万円 死亡 3000万円 後遺障害 4000万円	無制限が多い
過失相殺	被害者有利な基準	民法の一般原則

2 任意保険とは

相手方への補償	対人賠償	契約車両の事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、相手方の治療費や慰謝料などを補償する。
	対物賠償	契約車両の事故により、相手方の車や壁、電柱など他人のモノを壊してしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償する。
自分や同乗者の補償	人身傷害	契約車両に乗車中の人が死傷した場合などに、過失割合に関係なく、実際の損害額に対して保険金を支払う。
	搭乗者傷害	契約車両に乗車中の事故により、自分や同乗者が死傷した場合に、保険金を支払う。
自分の車の補償	車両保険	契約車両の修理費などを補償する。
その他	〇〇特約	